

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和3年9月19日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部
京都府健康福祉部健康対策課
課長 東原（075-414-4722）

以下のとおり、21名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。
引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、53名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

1 陽性が判明した方の概要

別紙1のとおり

報道に当たっては、個人情報保護の御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

2 退院及び入院勧告解除の状況

別紙2のとおり

厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合
 - ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合
 - ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

療養者の状況（9月18日）

療養者数	うち重症者数 ※1	
	高度重症病床	その他 ※2
2,859名	16名	0名

※1 人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な者

※2 重症病床に入院後に人工呼吸器管理が必要になり、引き続き重症病床で療養している者

PCR検査の状況（9月18日）

件数	新規陽性者数	陽性率（7日間平均）
1,063件	108名	9.8%



別紙 1

陽性が判明した方の概要

府番号	在住地域等	年代	性別	現在の症状程度	判明している概要	感染経路
34911	乙訓	30	男性	軽症		不明
34912	乙訓	40	男性	軽症	会社員	不明
34913	乙訓	20	女性	軽症		判明
34914	乙訓	20	女性	無症状		不明
34915	乙訓	40	女性	軽症		不明
34916	乙訓	20	女性	軽症	アルバイト	判明
34917	乙訓	20	男性	軽症	会社員	不明
34918	京都市	70	男性	調査中		不明
34919	山城北	10	男性	軽症	会社員	不明
34920	京都市	30	男性	調査中		不明
34921	山城北	50	女性	軽症	会社員	判明
34922	山城北	20	女性	軽症		判明
34923	京都市	20	男性	調査中		不明
34924	山城北	40	男性	軽症	会社員	不明
34925	山城南	40	女性	軽症		不明
34926	山城南	10	男性	軽症		判明
34927	南丹	40	男性	軽症		判明
34928	南丹	10未満	男性	軽症		判明
34929	南丹	10	男性	軽症		判明
34930	南丹	50	女性	軽症		判明
34931	南丹	60	男性	軽症		不明

別紙 2

退院及び入院勧告解除の状況

府番号	解除日
26817	R3. 9. 7
26240	R3. 9. 17
29494	R3. 9. 17
30268	R3. 9. 17
33555	R3. 9. 17
30312	R3. 9. 18
30856	R3. 9. 18
31307	R3. 9. 18
32027	R3. 9. 18
32689	R3. 9. 18
32901	R3. 9. 18
32959	R3. 9. 18
33293	R3. 9. 18
33312	R3. 9. 18
33326	R3. 9. 18
33329	R3. 9. 18
33331	R3. 9. 18
33334	R3. 9. 18
33340	R3. 9. 18
33341	R3. 9. 18
33553	R3. 9. 18
33554	R3. 9. 18
33558	R3. 9. 18
33564	R3. 9. 18
33569	R3. 9. 18

府番号	解除日
33570	R3. 9. 18
33571	R3. 9. 18
33574	R3. 9. 18
33580	R3. 9. 18
33584	R3. 9. 18
33587	R3. 9. 18
33589	R3. 9. 18
33592	R3. 9. 18
33746	R3. 9. 18
33753	R3. 9. 18
33759	R3. 9. 18
33777	R3. 9. 18
33778	R3. 9. 18
33789	R3. 9. 18
33793	R3. 9. 18
33796	R3. 9. 18
33943	R3. 9. 18
33947	R3. 9. 18
33951	R3. 9. 18
33954	R3. 9. 18
33957	R3. 9. 18
34139	R3. 9. 18
34236	R3. 9. 18
34356	R3. 9. 18
34357	R3. 9. 18

府番号	解除日
34372	R3. 9. 18
34390	R3. 9. 18
34689	R3. 9. 18